

契約様式（第6条関係）

大阪市保健福祉センター等学生実習に関する契約書

大阪市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、大阪市保健福祉センター等学生実習実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおり契約を締結する。

（実習期間等）

第1条 甲は、乙に在籍する学生で、甲が実習の受け入れを認めるもの（以下「実習生」という。）について、次のとおり実習を実施する。

- （1） 実習実施施設
- （2） 実習実施期間
- （3） 実習日数
- （4） 実習生人数及び氏名 名（別紙名簿のとおり）

（実習実施に関する調整）

第2条 乙は、前条第1号の実習実施施設の長と、原則として実習開始日までに実習内容の詳細等について調整を行う。

（関係法令等の遵守義務）

- 第3条 乙又は実習生は、大阪市保健福祉センター等学生実習実施要綱をはじめ、大阪市個人情報保護条例等の関係法令を遵守しなければならない。
- 2 乙又は実習生は、本契約の履行に際して、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）（以下「条例」という。）を遵守し、入手した個人情報の管理にあたり、漏えい、滅失、き損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。
 - 3 甲は、乙又は実習生が条例に記載された事項に違反し、損害があるときは、その損害の賠償を乙又は実習生に請求することができる。
 - 4 甲乙双方は、実習の実施にあたって、市民をはじめとする甲の保有する個人情報等および実習生の個人情報等の漏えいなどが生じないように、個人情報等を適正に管理すること。
 - 5 乙は実習生に対し、実習終了後も個人情報の保護を徹底するよう指導監督しなければならない。
 - 6 乙又は実習生は、実習の実施にあたって知り得た他人の秘密およびプライバシーについて適正に管理すること。

（誓約書）

第4条 実習生は、実習に関する誓約書【別紙様式】（以下「誓約書」という。）を甲に提出するものとする。

- 2 乙は、原則として実習開始日までに、実習生が提出する誓約書を取りまとめ、甲への提出を代行する。

(経費の負担等)

- 第5条 乙は、実習生の受入料として、実習生1人につき1日あたり2,200円を負担することから、金 円を甲に支払う。
- 2 甲は、実習終了後、実習生の受入料について、納入通知書により乙に請求する。
 - 3 乙は、甲から前項の請求を受けたときは、30日以内に支払わなければならない。
 - 4 乙は、実習生の受入料のほか、実習中の見学等で民間施設を利用する場合、必要な実費を負担するものとする。

(実習の中止)

- 第6条 甲は、実習生が第3条の規定に違反し、又は実習生として以下に示す事項に該当するようなふさわしくない行為があったと判断した場合は、当該実習生の実習を中止することができる。この場合、甲は乙にその旨通知するものとする。
- (1) 許可なく実習以外の目的で本市の施設、物品等を使用すること。
 - (2) 実習に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受ける等の不正な行為。
 - (3) 実習中実習に専念せず、正当な理由なく実習場所を離れること。
 - (4) 本市の名誉や信用を損なう行為。
 - (5) 実習中及び実習後において、実習上知り得た情報、市民等の機密を漏洩すること。
 - (6) 酒気を帯びて実習に参加すること。
 - (7) その他、実習実施施設の長が不適切と判断した行為。

(事故責任等)

- 第7条 甲の故意又は過失に起因する場合を除き、実習中の実習生の事故等については、乙又は実習生の責任により処理する。
- 2 乙は、実習中の事故等に備え、傷害保険に自ら加入するか又は実習生に加入させなければならない。

(損害賠償)

- 第8条 乙は、実習生が故意又は過失等により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、これに対し実習生と連帯して、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

(協議事項)

- 第9条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙